

平成25年12月会議

(12月3日～20日)

12月会議が開かれ、指定管理者の指定や平成25年度補正予算などの議案について審議されました。

可決・承認された案件などの概要をお知らせします。

条例の制定

▼鏡野町職員の再任用に関する条例の制定について
：国家公務員の雇用と年金の接続を受け、本町でも地方公務員法の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な条例を制定する必要があるため。平成26年1月1日から施行。

▼鏡野町健康づくり条例の制定について
：健康づくりを地域社会共通の課題として考え、連携して個人の取り組みを支える環境づくりを進めるために制定する必要があるため。公布の日から施行。

▼鏡野町健康づくり条例の制定について
：健康づくりを地域社会共通の課題として考え、連携して個人の取り組みを支える環境づくりを進めるために制定する必要があるため。公布の日から施行。

条例の改正

▼鏡野町の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について
：地方税法の改正により、税外収入金の延滞金の割合の期間と端数計算の金額を

改め、併せて延滞金の割合に係る特例措置を定め、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年1月1日から施行。

改め、併せて延滞金の割合に係る特例措置を定め、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年1月1日から施行。

▼鏡野町国民健康保険関係徴収金を期限内に完納しない場合における督促、督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について
：国民健康保険関係徴収金の延滞金を算出する際の基礎額と端数計算の金額を改め、併せて延滞金の割合に係る特例措置を定め、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年1月1日から施行。

▼鏡野町介護保険条例の一部改正について
：介護保険料の延滞金を算出する際の基礎額と端数計算の金額を改め、併せて延滞金の割合に係る特例措置を定め、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年1月1日から施行。

▼鏡野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
：地方税法の改正により、後期高齢者保険料の延滞金の割合に係る特例措置を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年1月1日から施行。

改め、併せて延滞金の割合に係る特例措置を定め、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年1月1日から施行。

成26年1月1日から施行。
▼鏡野町町営住宅管理条例の一部改正について
：町営住宅家賃についての延滞金の徴収は地方税法の規定によらず、民法の規定により使用料の利息を徴収することが判明したため。平成26年1月1日より施行。

▼鏡野町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について
：特定公共賃貸住宅家賃についての延滞金の徴収は地方税法の規定によらず、民法の規定により使用料の利息を徴収することが判明したため。平成26年1月1日より施行。

▼鏡野町町有財産使用料徴収条例の一部改正について
：消費税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年4月1日から施行。

▼鏡野町地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
：消費税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年4月1日から施行。

▼鏡野町総合文化施設条例の一部改正について
：消費税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年4月1日から施行。

▼鏡野町上齋原文化センター条例の一部改正について
：消費税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年4月1日から施行。

▼鏡野町B&G海洋センター条例の一部改正について
：消費税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年4月1日から施行。

▼鏡野町B&G海洋センター条例の一部改正について
：消費税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年4月1日から施行。

▼鏡野町国民宿舎いつき条例の一部改正について
：消費税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年4月1日から施行。

▼鏡野町恩原高原スキー場条例の一部改正について
：消費税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年4月1日から施行。

▼鏡野町道路占用料徴収条例の一部改正について
：消費税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年4月1日から施行。

▼鏡野町立公民館設置条例の一部改正について
：消費税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年4月1日から施行。

▼鏡野町水道事業給水条例の一部改正について
：消費税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年4月1日から施行。

▼鏡野町水道事業給水条例の一部改正について
：消費税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年4月1日から施行。

▼鏡野町水道事業給水条例の一部改正について
：消費税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年4月1日から施行。

▼鏡野町水道事業給水条例の一部改正について
：消費税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年4月1日から施行。

▼鏡野町水道事業給水条例の一部改正について
：消費税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年4月1日から施行。

たことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年4月1日から施行。

▼鏡野町体育施設条例の一部改正について
：消費税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年4月1日から施行。

▼鏡野町スポーツロジックがみの条例の一部改正について
：消費税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年4月1日から施行。

▼鏡野町下水道条例の一部改正について
：消費税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年4月1日から施行。

▼鏡野町下水道事業給水条例の一部改正について
：消費税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年4月1日から施行。

▼鏡野町水道事業給水条例の一部改正について
：消費税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年4月1日から施行。

▼鏡野町国民健康保険病院一部負担金等徴収条例の一部改正について
：消費税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため。平成26年4月1日から施行。

▼津山圏域衛生処理組合規約の変更について

▼津山圏域衛生処理組合規約の変更について